

会 員 殿

社団法人大阪府トラック協会
会長 坂本 克己

平成23年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について (ご 通 知)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、繁忙期にあたる年末年始において輸送の安全に万全を期することを目的とし、本年もみだしの安全総点検が実施されることになりました。

つきましては、会員各位におかれましてはその趣旨をよろしくご理解賜わり、実効を期して、全社（店）あげて本「総点検」の実施・推進に、積極的なご協力をくださいますようお願い申し上げます。

記

(1) 目 的

大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害が予想されることから、陸・海・空にわたる輸送機関等について、運輸安全一括法の趣旨を踏まえた経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を通じた安全性の向上を図る必要がある。

また、平成13年9月の米国同時多発テロ事件以降、輸送機関等においては、テロ対策が図られているが、日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠である。加えて、平成23年5月2日、米国政府によりウサマ・ビン・ラーディンの死亡情報が発表されたことを受け、「国家、国民の安全を確保するため、」「今後とも引き続きテロ対策に万全を期」するようにとの総理談話が発表されたところ、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。

さらに、平成23年9月に政府及び当省の新型インフルエンザ対策行動計画が改定され、社会機能の維持に関わる運送事業等の事業計画の策定とその実行並びに緊急物資運送の重要性が明らかにされた中で、年末年始に向けて強毒性の新型インフルエンザの発生も危惧されているところ、輸送機関等においては、新型インフルエンザ対策を充実させる必要がある。

このため「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下、「総点検」という）を実施する。

(2) 期 間

平成23年12月10日（土）から平成24年1月10日（火）まで

(3) 重点課題

- ① 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- ② テロ防止のための警戒体制の整備状況、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ③ 旅客等に対する及び職場における新型インフルエンザ対策の整備状況

(4) 点検事項

(自動車局重点点検事項)

- ① 自動車運送事業者の運転者に飲酒運転を行わせないための安全対策の実施状況。
- ② 自動車運送事業の健康管理体制の状況

(自動車交通関係点検事項)

- ① 運行管理（飲酒運転・過労運転等の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督）及び整備管理（車両の日常点検整備、定期点検整備等）の実施状況
- ② コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- ③ バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- ④ 自然災害・事故・事件等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ⑥ 新型インフルエンザ対策の実施状況

(5) 総点検実施要領

次の点に留意して総点検を実施するものとする。

- ① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては常に現場の状況を把握し、総点検において発見された不備事項について、早期に適切な措置を行うこと。
- ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- ③ 総点検の結果を所管地方運輸局長あて報告すること。

(6) 報 告

総点検の実施結果につきましては、安全総点検実施状況表（別紙）に必要な事項をご記入のうえ、平成24年1月13日（金）までにFAXで本部 交通・環境部あてご報告ください。

交通・環境部 FAX（06）6965-4029

平成23年度年末年始の輸送等に関する安全総点検（点検表）

事業所名： _____

点検実施日： _____

※「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入すること。

点検項目	点検結果	問題があればその内容と講じた措置等
1. 自動車運送業の運転者に飲酒運転を行わせないための安全対策の実施状況		
(1) 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコールチェッカーの活用等による確実な点呼を実施しているか。		
(2) 運転者に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3) 飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒方法について指導しているか。		
2. 自動車運送事業の健康管理体制の状況		
(1) 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態について確認しているか。		
(2) 健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合は、医師の診察を受けさせ、医師からの意見を踏まえ、就業上の措置を決定するとともに、運転者の健康管理を実施しているか。		
(3) 運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日頃の運転者に対する安全指導において適切な指導を行っているか。		
(4) 運転中に体調が悪くなった時の対応マニュアルをあらかじめ準備しておき、運転中に体調が悪くなった場合には決して無理して運転を続けてはいけないことを運転者に周知しているか。		
3. 運行管理（飲酒運転・過労運転等の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督）及び整備管理（車両の日常点検整備、定期点検整備等）の実施状況		
(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容が遵守されているか。		
(2) 適切な運行指示書の作成や長距離運転者における交替運転者の配置等により過労運転の防止が図られているか。		
(3) 事故が起きてしまった際に、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4) 運転者の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(5) 点呼の際、運転者の運転免許証の有効期限等の確認が確実に行われているか。		
(6) 過積載運行等の防止が図られているか。		
(7) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造（例：不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラスへの裝飾板の取付等）の防止が徹底されているか。		
(8) 自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検整備が実施されているか。また、自動車の点検整備等に関する社内規定の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られているか。		
4. コンテナ輸送における安全対策の実施状況		
(1) トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックが徹底されているか。		
(2) 運転者に対する速度制限及びカーブ、坂道等の道路状況に応じた運転時の基本動作の遵守が徹底されているか。		
(3) 運転者に対する運行時におけるトラクタ・トレーラの構造上の特性について指導しているか。		
5. 自然災害・事故・事件等発生時に乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況		
(1) 自然災害・事故・事件発生時（テロ発生時を除く。）における対応措置（連絡通報体制・避難誘導体制等）が整備・構築されているか。		
(2) 自然災害・事故・事件発生時（テロ発生時を除く。）において、連絡通報体制・避難誘導体制が機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(3) 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード（イエローカード）の携行その他必要事項について規定されているか。		
(4) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
6. テロ防止のための警戒体制の整備状況、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況		
(1) 始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2) 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
7. 新型インフルエンザ感染防止対策の実施状況		
(1) 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(2) インフルエンザの流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画等の対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		